

平成25年度 第1回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

平成25年11月12日（火）15:00～16:00

国保会館6階『大会議室Ⅰ』

【出席者】

委員(出席)：片岡委員，片山委員，河野委員，小林委員，鈴木委員，清田委員，
高垣委員，寺尾委員，西河内委員，檜谷委員，渡邊委員

委員(欠席)：石井委員，板谷委員，金子委員，仲島委員

広域連合：伊藤広域連合長，山本事務局長，竹田事務局次長兼総務課長，
森岡会計管理者兼会計課長，山川業務課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2 広域連合長挨拶

3 委員の紹介

事務局から各委員を紹介

4 事務局職員の紹介

5 運営審議会の概要の説明

6 議事

(1) 会長の選任について

片岡委員を会長に選任

(2) 副会長の選任について

檜谷委員を副会長に選任

(3) 会議の公開について

会議を公開することを決定

発言は、会長の許可を得てから発言することを申合せ

会議録は要点筆記とし、発言者名は記載しないこと

(4) 諮問事項について

○広域連合長から審議会会長に対し、諮問書の受け渡し

〔諮問事項〕

広島県後期高齢者医療広域連合における平成26年度及び平成27年度の保険料率の設定について

○諮問事項について事務局から説明

○質疑等

(委 員) 広島県の1人当たりの医療給付費について、国が示す伸び率を使っているが、広島県の近年の実績伸び率は更に下回っている。これは考慮しないのか。

(事務局) 現時点では不確定な部分があり、当面、国が示す伸び率としている。これから平成25年度の実績などを見ながら見直したい。

(委 員) 財政安定化基金と剰余金の見込みはどうか。また、それらの活用を反映させた保険料率の試算になっているか。

(事務局) 平成24年度末は、財政安定化基金と剰余金は約53億円である。
次の料率設定時に急な医療費の伸びなどの変化に対応するものは持っておかないといけないが、どの程度の額が適当なのか検討中なので今回は反映させていない。

(事務局) 昨年度の医療費の伸びは低いですが、これは今後も続くのか、医療現場で何か情報をお持ちなら教えていただきたい。

(委員) 日本の総医療費は2030年がピークでそれ以降は減っていくだろうと言われており、既に減少が始まっている県もある。

広島県は全国でもちょうど中間に位置し、高齢化率から考えれば、まだ、しばらくは増えていくだろうと思われる。

そうした中で、特定健診やジェネリックの利用促進などの効果があるかもしれないが、来年度は診療報酬の改定や消費税の関係もあり、低い伸び率でとどまるかどうかは分からない。

広島県で1人当たり医療費の伸びが下がった原因は明確に申し上げられない。

特定健診やがん検診については、早期発見、早期治療で医療費の削減に大きな効果がある。

(事務局) 医療費の伸びの低下傾向は、後期高齢だけでなく、医療費全体の傾向のようで、いろいろな分析が行われているが、何か情報があれば、最終的な料率決定に反映させたいので、お願いをしたい。

(委員) 歯科の「8020」達成者と達成できなかった者とを比較すると、医療費に3分の2程度の差があるというデータがでている。口腔管理ができていない場合とそうでない場合で入院日数に顕著な差がでてきている。

口腔への意識は普及しつつあるようだが、後期高齢者になられる前の方をしっかりと今からケアしていくことによって、医療費が下がってくると思う。健康年齢を平均寿命に近づけるということが非常に重要であると思う。健康広島21に沿って、医療費を削減していくということが非常に重要であると思う。

(委員) 1次予防、2次予防に力を入れて疾病を減らさないと、医療費の負担は後期高齢者に限らずどんどん増えると思う。そうした啓発も必要である。

7 閉会

【諮問事項】

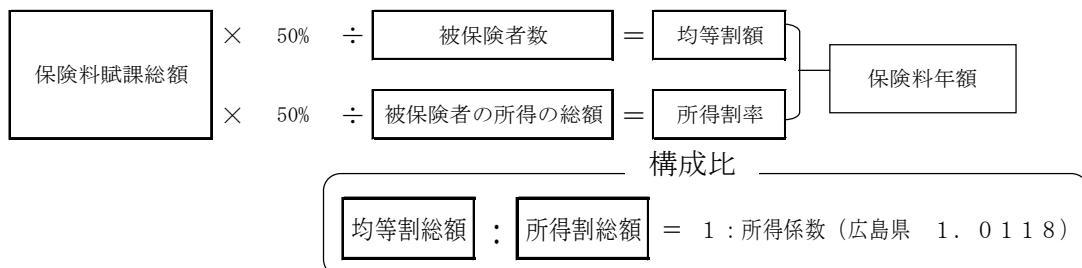
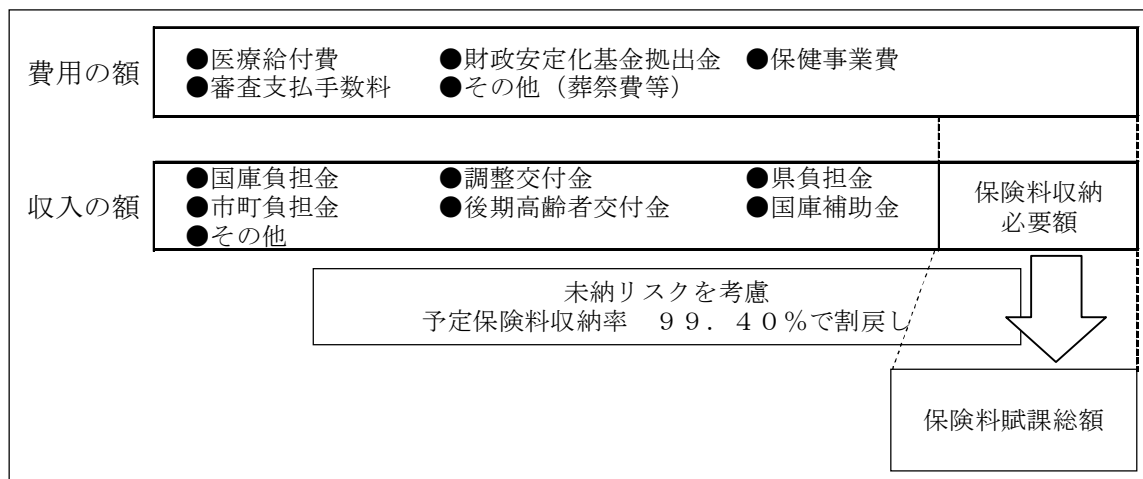
平成26年1月15日 第2回
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 保険料率の算出方法

平成25年度までの実績に基づき、平成26・27年度の高齢者医療に係る収支を推計し、保険料賦課総額を算出する。

保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、保険料率を算出する。



2 保険料率算出の基礎数値等

(1) 被保険者数

国の示す伸び率をもとに、被保険者数を算出する。

区 分	対前年度伸び率	被保険者数
平成26年度	2.7%	377,447人
平成27年度	2.9%	388,393人
計		765,840人

(2) 医療給付費

国の示す伸び率をもとに、各年度の医療給付費を算出する。

区 分	1人当たり 医療給付費	対前年度伸び 率	医療給付費 (年間総額)
平成26年度	999,528円	1.6%	377,268,845千円
平成27年度	1,019,019円	1.95%	395,779,846千円
計			773,048,691千円

(3) 予定保険料収納率…99.40%

平成24年度実績とする。

(4) 後期高齢者負担率…10.73%

国が示す率とする。(10.51%⇒10.73%)

(5) 賦課限度額…57万円

国の制度改正に伴い変更する。(55万円⇒57万円)

(6) 均等割軽減の拡充

国の制度改正に伴い次のとおり拡充する。

ア 2割軽減について

軽減対象の所得基準額を引き上げる。

【現 行】33万円+35万円×被保険者数

【改正後】33万円+45万円×被保険者数

イ 5割軽減について

2人以上の世帯を対象としていたものを単身世帯についても拡大するとともに軽減対象の所得基準額を引き上げる。

【現 行】33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)

【改正後】33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主である被保険者を含む)

3 保険料率の算出

(1) 保険料賦課総額

平成26・27年度、2年間の保険料賦課総額は、約720億円となる。

(単位：円)

区 分		平成24・25年度 〔現行保険料率〕 算定時の数値	平成26・27年度
費用の額	医療給付費	742,907,991,566	773,048,691,483
	財政安定化基金拠出金	668,617,192	340,141,424
	特別高額医療費共同事業拠出金	0	168,421,050
	保健事業費(健康診査等)	565,763,578	658,177,000
	審査支払手数料	1,617,485,000	1,484,794,000
	その他(葬祭費)	1,348,800,000	1,380,840,000
	合計…①	747,108,657,336	777,081,064,957
収入の額	国庫負担金	178,922,933,005	185,706,795,984
	調整交付金	68,221,102,000	70,752,760,000
	県負担金	61,185,215,048	63,726,027,376
	市町負担金	58,868,858,978	60,990,384,304
	後期高齢者交付金	311,615,207,782	324,158,261,059
	特別高額医療費共同事業交付金	0	114,853,823
	国庫補助金	84,426,000	95,054,000
	剰余金	580,000,000	
	財政安定化基金	3,372,780,000	
	合計…②	682,850,522,813	705,544,136,546
保険料収納必要額…③=①-②		64,258,134,523	71,536,928,411
予定保険料収納率(%)…④		99.35	99.40
保険料賦課総額(③÷④) 〔伸び率〕		64,678,545,066 —	71,968,740,856 [11.27%]

(2) 保険料率

平成26・27年度の保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出する。

区 分	現行 保険料率	平成26・27年度 保険料率
均等割額	43,735円	46,987円 (+3,252円)
所得割率	8.35%	9.10% (+0.75ポイント)
軽減後 1人当たり保険料額	67,709円	71,278円 [+5.27%]

4 保険料の増加抑制

(1) 剰余金の活用

平成25年度（決算見込）までの剰余金26億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

(2) 財政安定化基金の活用

平成25年度（決算見込）までの積立額30億円のうち19億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

なお、平成27年度末の基金残高は約21億円の見込である。

【保険料増加抑制による賦課総額の比較】

区 分	剰余金・基金活用前	剰余金・基金活用後
費用の額（合計）…①	777,081,064,957円	
収入の額（合計）…②	705,544,136,546円	710,044,136,546円
うち広域連合剰余金活用額	—	2,600,000,000円
うち財政安定化基金活用額	—	1,900,000,000円
保険料収納必要額…③=①-②	71,536,928,411円	67,036,928,411円
予定保険料収納率（%）…④	99.40%	
保険料賦課総額（③÷④）	71,968,740,856円	67,441,577,878円

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 剰余金・財政安定化基金活用後の保険料率

区 分		現行保険料率	平成26・27年度 保険料率	
			活用前	活用後
均等割額		43,735円	46,987円 (+3,252円)	44,032円 (+297円)
所得割率		8.35%	9.10% (+0.75ポイント)	8.43% (+0.08ポイント)
軽減後 1人当たり 保険料額	均等割軽減 拡充前	67,709円	72,344円 (+4,635円) [+6.85%]	67,810円 (+101円) [+0.15%]
	均等割軽減 拡充後		71,278円 (+3,569円) [+5.27%]	66,811円 (-898円) [-1.32%]

5 医療費の地域格差の特例（経過措置）について

この特例は、制度施行前3年間（平成15年度～17年度）の1人当たり老人医療給付費が、広域連合の平均に対し、20%以上低く乖離している市町村の保険料を軽減するための経過措置として、高齢者の医療の確保に関する法律の附則により、制度施行から平成25年度までの最長6年の範囲内で、低く設定することができるものである。

当広域連合では制度施行当初から、神石高原町（平成15年度～17年度の平均乖離率：20.25%）を対象としているが、6年が経過する平成25年度末をもって、適用期間は終了する。

保険料率の推移

区 分	H20・21		H22・23		H24・25	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
神石高原町	36,372 円	6.42%	38,971 円	7.03%	42,262 円	8.07%
均一保険料	40,467 円	7.14%	41,791 円	7.53%	43,735 円	8.35%
減額率	-10.12% (20.25%×3/6)		-6.75% (20.25%×2/6)		-3.37% (20.25%×1/6)	

6 平成26年度及び平成27年度の保険料率等の案

(1) 保険料率

平成26年度及び平成27年度保険料率を次のとおり定める。

区 分	均一保険料率
均等割額	44,032 円
所得割率	8.43%

(2) 賦課限度額

保険料の賦課限度額を55万円から57万円に改める。

(3) 均等割軽減の拡充

国の制度改正に合わせ次のとおり拡充する。

ア 2割軽減について

軽減対象の所得基準額を引き上げる。

イ 5割軽減について

2人以上の世帯を対象としていたものを単身世帯についても拡大するとともに軽減対象の所得基準額を引き上げる。

7 今後の対応

今後は、本件に対する運営審議会からの答申の後、平成26年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

【参考１】新保険料率による保険料額算出事例

算出条件 (公的年金収入のみの単身世帯)	均等割額	所得割額	年間保険料額
収入50万円（所得0円）の場合 均等割⇒9割軽減 所得割⇒賦課なし	4,403円	0円	4,403円
収入100万円（所得0万円）の場合 均等割⇒8.5割軽減 所得割⇒賦課なし	6,604円	0円	6,604円
収入150万円（所得30万円）の場合 均等割⇒8.5割軽減 所得割⇒賦課なし	6,604円	0円	6,604円
収入200万円（所得80万円）の場合 均等割⇒2割軽減 所得割⇒5割軽減	35,225円	19,810円	55,035円
収入250万円（所得130万円）の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒軽減なし	44,032円	81,771円	125,803円
収入300万円（所得180万円）の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒軽減なし	44,032円	123,921円	167,953円

【参考２】賦課限度額引き上げによる影響（見込み）

年度	賦課限度額	均等割額	所得割率	賦課限度額に達する所得額
平成26年度	57万円の場合	44,032円	8.43%	6,569,241円
	55万円の場合		8.48%	6,296,604円
(参考)平成25年度 確定賦課	55万円	43,735円	8.35%	6,393,054円

【参考3】

後期高齢者医療制度の保険料軽減対象の拡大(均等割)

○ 後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大する。(世帯の所得で判定)※【】内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の例

① 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額33万円+35万円×被保険者数【年金収入 238万円以下】

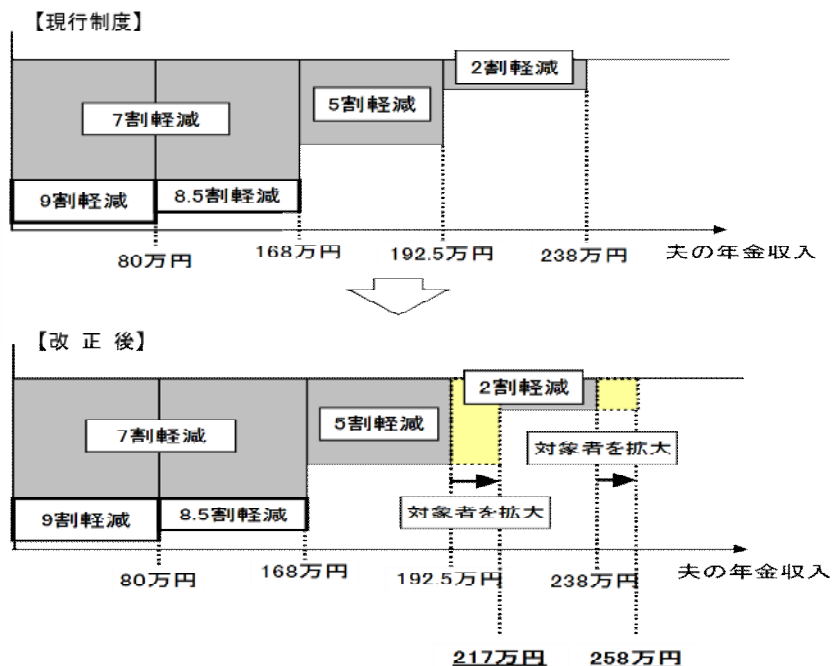
(改正後) 基準額33万円+45万円×被保険者数【年金収入 258万円以下】

② 5割軽減の拡大…現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)【年金収入 192.5万円以下】

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数【年金収入 217万円以下】

夫婦世帯における夫の年金収入の例(妻の年金収入80万円以下の場合)



※本枠は予算措置による保険料軽減特例措置(均等割9割・8.5割軽減)

※2割軽減については、基準額を238万円以下から258万円以下に引き上げる(年金収入)

(単身の場合は、203万円以下から213万円以下に引き上げる(年金収入))

※5割軽減については、基準額を192.5万円以下から217万円以下に引き上げる(年金収入)

(単身の場合は、該当なしが192.5万円以下まで対象になる(年金収入))

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例

平成19年7月19日

条例第25号

(目的)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項を調査、審議するため、広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、広域連合長の諮問に応じ、広域連合の運営に関する重要事項を調査、審議するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、広域連合長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 医療機関等関係者

(3) 医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

広島県後期高齢者医療広域連合の附属機関等の会議の公開に関する
規則

平成19年7月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして広域連合長が別に定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

(1) 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第12条に規定する事項を議事とする会議

(2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

2 会議の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 傍聴

(2) 会議要旨の閲覧

3 第1項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

第4条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不相当と認められるものを携帯している者
- (3) はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第6条 附属機関等の長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、附属機関等の長は、その者を退場させることができる。

3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月31日から施行する。